

藤枝市健康経営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業所及び民間団体等による健康づくり活動を一層活性化させることにより市民の健康寿命の更なる延伸を図るため、健康経営事業を行う中小企業者及び民間団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康経営事業 別表に掲げる事業をいう。ただし、特定の個人や民間団体等に対する給付事業（喫煙・受動喫煙防止対策事業を除く。）及びそれに類するもの並びに設備の整備及び備品購入を主目的とするものを除く。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 民間団体等 代表者を定め、かつ、組織及び運営に関する規約等を定めている、市内に事務所又は活動拠点を有する団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、健康経営事業を行う市税の滞納がない中小企業者及び民間団体等とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 定款又は約款の写し
- (4) 完納証明書（非課税の民間団体等を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

(交付の条件)

第7条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書(第6号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第2号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 領収書及び診療明細書の写し(診療明細書の写しは、喫煙・受動喫煙防止対策事業の場合に限る。)
- (4) 禁煙治療の終了を証する書類(喫煙・受動喫煙防止対策事業の場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成

果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（請求）

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

（追跡調査）

第12条 市長は、喫煙・受動喫煙防止対策事業の補助金交付を受けた者に対して、その従業員又は民間団体等の構成員の禁煙治療終了後の禁煙状況等について、追跡調査を行うものとし、補助事業者はこれに協力するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表

	事業名	補助の対象	補助額
(1)	中小企業者及び民間団体等の健康づくり事業	食生活改善や運動の習慣化、事業所における健康経営推進等の健康づくり事業に要する経費	事業に要する経費の2分の1以内で15万円を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
(2)	喫煙・受動喫煙防止対策事業	従業員又は民間団体等の構成員が行う禁煙治療に要した医療費本人負担額（以下「本人負担額」という。）に対する助成事業（医療機関の禁煙外来において禁煙治療を終了した者に限る。）に要する経費	本人負担額のうち1万円を限度とする。ただし、補助額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（同一年度内1人1回に限る。）

備考

事業に要する経費が、他の助成事業の対象となっている場合は、その助成額を減じた額を補助対象経費とする。

第 1 号様式

藤枝市健康経営事業費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

申請者名称

代表者

年度藤枝市健康経営事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請

(1) 事業名

(2) 金額

円

(3) 目的

第2号様式

藤枝市健康経営事業計画書（変更事業計画書、事業実績報告書）

事業名	
実施期間 (年月日)	
事業区分	※該当するものにレ点を付すこと <input type="checkbox"/> 中小企業者及び民間団体等の健康づくり事業 <input type="checkbox"/> 禁煙・受動喫煙防止対策事業
事業の目的 及び必要性	
事業概要 (事業効果)	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第3号様式

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 備考欄には、補助対象経費を括弧書きすること。

第4号様式

藤枝市健康経営事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

年 月 日付けで申請のあった藤枝市健康経営事業費補助金について、
次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市健康経営事業費補助金交付要綱を遵守すること

藤枝市健康経営事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

申請者名称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市健康経営事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

(1) 変更後 円

(2) 変更前 円

(3) 差引額 円

藤枝市健康経営事業計画変更承認書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

年 月 日付け申請のあった藤枝市健康経営事業費補助金の事業計画
変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

第7号様式

実績報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

申請者名称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
藤枝市健康経営事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

藤枝市健康経営事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した藤枝市健康経営事業費
補助金について、次のとおり確定します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定
を受けた藤枝市健康経営事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 様

所在地

申請者名称

代表者

印

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義